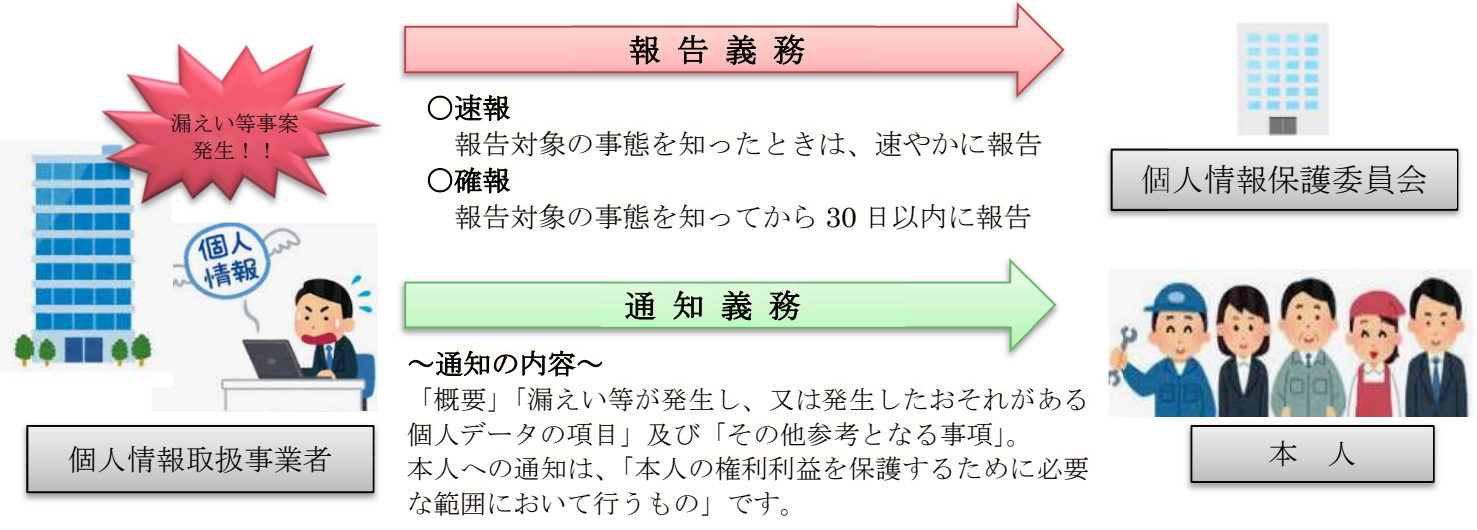


個人データの漏えい等が発生したときはどうしたらいいの!?

次のような漏えい等の事案が発生した場合、または発生したおそれがある場合は、個人の権利や利益を侵害するおそれがある場合、個人情報取扱事業者は、速やかに個人情報保護委員会に報告し、本人へ通知しなければいけません。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等
 - 例) *従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等
 - 例) *送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合
 - 住所・電話番号メールアドレス、SNSアカウント、個人データのみの漏えいは直ちにこれに該当しません。
 - (3) 不正の目的によるおそれがある漏えい等 (※盗難など第三者も含む)
 - 例) *不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
 - *ランサムウェア(身代金要求型不正アクセス)などにより個人データが暗号化され復元できなくなった場合(毀損)。
 - *個人データが記載または記録された書類・媒体などが盗難された場合
 - *従業員が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合
 - (4) 1,000人を超える個人データの漏えい等
 - 例) *システム設定のミスなどによりインターネット上で個人データが閲覧可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合
- ◆ (1)、(2)、(3) は件数に関わりなく報告と通知の対象となります。

令和4年4月より個人情報保護委員会への報告や本人への通知が義務となりました。



- **個人情報保護委員会への報告義務の主体**・・・漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者。
- **本人への通知義務の主体**・・・通知義務を負う主体は、漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者。

～通知の方法と事例～

- 事例1) 文章を郵便等で送付する事により知らせること
- 事例2) 電子メールを送信する事により知らせること

◆ 特定個人情報の漏えい等の場合

不正利用目的の「漏えい等(おそれ)」のほか「利用・提供(おそれ)」であっても「1人」の特定個人情報に関して報告対象事案となります。
 不正の目的がない場合でも「100人」を超える事態は報告対象事案となります。
 電磁的方法により「不特定多数の者」に閲覧され、または閲覧されるおそれがある事態も報告対象事案となります。
 特定個人情報でも個人情報保護委員会への報告及び本人への通知等は一緒です。
 ※特定個人情報とはマイナンバーのことです。

《筆者：藤川》

お知らせ

- * **労働保険料の申告納付**
 納付期限は **7月10日(月)**までです。忘れずに納付をお願い致します。
- * **算定基礎届**
 4月5月6月に支払われた給与額で、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の見直し(算定基礎届)を行います。出勤簿(時給者・日給者)・賃金台帳の確認が必要となりますのでご協力をお願い致します。
- * **賞与支払届**
 賞与を支給した場合には、年金事務所への届出が必要です。将来受給する年金額の計算の基礎となるものです。適切な処理をお願い致します。
- * **特定理由離職者の取扱いについて**
 令和5年4月1日以降、配偶者から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職された方は、給付制限を受けない《特定理由離職者》へと取扱いが変更になりました。(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻の関係と同様の事情にある者を含みます)
 ※裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し又は婦人相談所などが発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行が確認できた場合に限りです。

企業の経営者の皆様に全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所
 〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2
 TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298
 ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>
 E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

